

令和 元年 6月 7日

江差町議会議長 打越 東亜夫 様

社会文教常任委員会

委員長 小林 くに



委員会調査報告について

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第78条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 調査事件 平成31年第1回定例会 発議第6号
北海道指定有形民俗文化財横山家の現状に関する事務調査
- 2 調査期日
平成31年 3月27日 今後の取り進めについて
4月11日 担当課ヒアリング (社会教育課)
4月23日 現地行政視察 (横山家)
意見交換 (横山弘氏、横山好子氏)
令和 元年 5月 9日 事務調査のまとめについて

3 調査の経緯と結果

北海道指定有形民俗文化財横山家当主横山敬三氏が逝去され、昨年5月より横山家が休館の状態であるが、江差町における重要な文化財であること、また、江差町民からも早期の開館を求める意見も出されている。

このことを受けて、本委員会では北海道指定有形民俗文化財横山家の現状に関する事務調査を立ち上げた。

<意見>

- 1) 教育委員会を中心に横山家相続代表者である横山弘氏と、横山家再開に向けた協議が、電話対応も含め多数回に上り協議がされているにも関わらず、未だ合意に至っていないことは、双方において課題の整理がなされていないと考える。

また、口頭での協議では難しい側面もあり、書面での協議を重ねることが望ましい。

2) 横山弘氏からは、横山家が今後は国指定の文化財として保存されるよう、町としての方向性が示されることを最優先に希望されている。

相続は完了していないが、歴史的文化財としての重要性を鑑み、保護と活用の観点からも、これを未来に残すための町としての考え方や、行政としてできる支援策を早急に検討し、これを明確に提示することが必要と考える。

3) 横山家の建物自体の老朽化がかなり進行している。特にハネダシ部分の傷みが大きく、早期の補修等の手立てをしなければ損壊する懸念がある。

重要な歴史を今に伝える横山家の保護・保存することを最重点課題として、横山家相続権者と町における協議の早期の進展を望むものである。

以上